

日本政治学会理事・監事選出規程

理事の選任

第一条 理事の選任は、会員による選挙および同選挙の当選人によって構成される理事選考委員会の選考によって行う（以下、選挙によって選出される理事を「公選理事」、理事選考委員会の選考によって選出される理事を「選考理事」と称する）。

第二条 公選理事は、会員の投票における上位二〇位以内の得票者とする。

第三条 投票が行われる年の四月一日現在において会員である者は選挙権及び被選挙権を有する。ただし、顧問および理事長は被選挙権を有しない。

第四条 会員の選挙権及び被選挙権の公表は会員名簿及びその一部修正によって行う。

第五条 一、選挙事務をとり行うため、理事長は選挙管理委員長を任命する。

二、選挙管理委員長は五名以上一〇名以下の会員により、選挙管理委員会を組織する。

第六条 一、選挙は選挙管理委員会発行の、所定の投票用紙により郵送で行う。

二、投票用紙は名簿と共に五月中に会員に郵送するものとする。

三、投票は六月末日までに選挙管理委員会に到着するように郵送されなければならない。

四、投票は無記名とし、被選挙権者のうち三名を記する。

第七条 一、選挙管理委員会は七月末までに開票を完了し、得票順に当選人を決定し、九月初旬までに理事長及び当選人に正式に通知しなければならない。

二、最下位に同点者がある場合は全員を当選とする。

三、投票の受理、投票の効力その他投票及び開票に関する疑義は選挙管理委員会が決定するものとする。

四、当選人の繰上補充は行わない。

第八条 一、前条第一項の当選人は理事選考委員会を構成する。

二、理事選考委員会は、十五名以内の理事を、地域、年齢、専攻、学会運営上の必要等に留意して選考する。

三、理事選考委員会は当選人の欠員補充をすることができる。その場合には、前項の留意条件にとらわれないものとする。

四、常務理事については、本条第二項にいう十五名の枠外とすることができる。

第九条 理事長は、選出された公選理事および選考理事を、理事として総会に報告する。

監事の選任

第十条 監事の選任は理事会において行い、理事会はその結果を総会に報告し、了承を受けるものとする。

規程の変更

第十一条 本規程の変更は、日本政治学会規約第十九条の手続きによって行う。

（了解事項） 理事選挙における当選者の得票数は、当選人に通知するとともに、理事会に報告する。

（二〇〇〇年一〇月八日改正）